

正 誤

ページ 行 誤 正

令和五年十一月十五日（号外第二百三十九号）
公布経済産業省令第五十号（不正競争防止法第十
六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する
外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の
政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明
用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を
表示する標章を定める省令の一部を改正する省
令）

（原稿誤り）

三下 五国・原子能机构 国际原子能机构